

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 令和元年9月9日（月曜日）  
午後3時14分開会、午後3時23分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  
  - 2 報告事項  
 沢辺地区土砂等による土地の埋立て事案について
  
  - 3 閉 会
- 

## 出席委員（8名）

委員長 島岡 宏明  
副委員長 今野 貴子  
委 員 久松 猛  
委 員 吉田 博史  
委 員 吉田千鶴子  
委 員 海老原一郎  
委 員 柴原伊一郎  
委 員 篠塚 昌毅

---

## 欠席委員（0名）

---

## 説明のため出席した者（3名）

市民生活部長	小松澤	文 雄
環境保全課長	佐 賀	憲 一
環境保全課環境対策係長	内 藤	正 弘

---

事務局職員出席

局長 塚本 哲生

主査 寺嶋 克己

---

---

傍聴者（7名）

内田 卓男 議員

矢口 清 議員

柳澤 明 議員

小坂 博 議員

下村 壽郎 議員

勝田 達也 議員

矢口 勝雄 議員

---

○**島岡委員長** ただ今から臨時に総務市民委員会を開催いたします。それでは、総務市民委員会の皆さんに市民生活部から報告があるということなので、報告願います。

○**小松澤市民生活部長** 委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、またお疲れのところ総務市民委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。本日総務市民委員会を開催していただきましたのは、沢辺地内で発生しました不適切残土案件につきまして、その内容をご説明申し上げ市の対応にご理解を賜るものでございます。詳細につきましては、環境保全課長から説明させていただきますので、よろしく願います。

○**佐賀環境保全課長** 環境保全課でございます。資料の方をお願いします。沢辺地区土砂等による土地の埋め立て事案について説明させていただきます。この事案は、無許可で土砂等の搬入を行ったものであり土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反するものでございます。資料1ページをお願いいたします。土砂等を搬入した場所及び事業者・施工者につきましては、資料の大きい1番2番に記載のとおりでございます。資料の3ページの位置図をご覧ください。旧山ノ荘小学校の西側、丸で示した場所でございます。1ページにお戻りください。大きい3番経過概要について説明させていただきます。本年7月18日（木）近隣住民より過積載ダンプによる土砂搬入の通報がありました。通報を受けまして、職員が現地確認をし、事業者及び施工者と接触できたことから事情聴取をしたところ、山林を伐採・伐根し整地する目的とのことでした。土砂の搬入は条例で許可が必要なため停止するよう指導したものでございます。翌19日（金）午前6時45分頃職員が現地において土砂の搬入を確認したため、8時30分頃事業者に対し電話をし、搬入停止を指導いたしました。また、現地において職員が施工者へ搬入停止を複数回にわたって指導を行いました。その後、県南県民センター環境保安課、県廃棄物対策課、土浦警察署生活安全課に事案の発生と協力依頼をするとともに、条例違反で事業者に対し、搬入中止の措置命令書を作成いたしました。17時頃事業者が来庁したため事情聴取をし、命令書の手交を試みましたが、命令書の受領を拒否されました。搬入の対策をし、停止させるとのことだったため交付は保留としました。翌20日（土）9時頃職員が現地の土砂搬入を確認したため事業者へ電話連絡し搬入停止を指導したところ、事業者から施工者へ連絡し停止を指示した旨、折り返し連絡がありました。7月22日（月）7時頃職員が現地の土砂搬入を確認。警察及び事業者が現地到着後、事業者及び施工者に対し搬入停止を指導いたしました。9時頃事業者及び施工者が来庁したため事情聴取いたしました。事業者が施工者に対し依頼した内容と違うため土砂の搬入の停止を指示いたしました。同時に市から事業者に対し土砂の搬入を中止する旨の措置命令書を手交し受領書を受領いたしました。11時に現地におきまして事業者、施工者、職員が立合いの下、当日の搬入停止を確認、再度口頭指導を行いました。しかし24日（水）に土砂搬入が再開されたため、警察にも通報し指導いたしました。8月に入ってからは、主に土曜日や日にちを空けつつ平日の早朝等に土砂を搬入しており、その都度、近隣住民の方にも市及び警察への通報の協力をお願いしながら、事業者に対し指導を繰り返してまいりましたが、8月末から9月にかけて再度土砂

の搬入が活発になってきたものです。条例7条第1項及び措置命令に違反するものであり、告発に向けた手続きにつきまして、弁護士及び土浦警察署に相談させていただいているところでございます。3ページ目の大きい4番でございます。今後の方針につきましては、事業者等に対し撤去計画の提出を求めていく予定でございます。説明につきましては以上でございます。

○島岡委員長 何かご意見はございますか。

○吉田（博）委員 告発はいつするのか。

○佐賀環境保全課長 現在、告発書の作成の方を弁護士の方に依頼をしております、早急に告発書の方を土浦警察署に提出するように準備を進めているところでございます。

○吉田（博）委員 はい。

○久松委員 3番の7月18日の項目なんだけれども、伐根して穴が空いたところに、土砂を埋めるところに入れたと。この段階で条例違反になるの。

○佐賀環境保全課長 土砂の搬入に対しましては、許可が必要なものでございまして、同じ敷地内の土を動かすだけであれば、条例には関わらないものなのですけれども、他の場所から土を運んできて入れる行為に対しましては、条例によって申請の方が必要なものとなっております。

○久松委員 それは量に関わり無くということ。

○佐賀環境保全課長 量に関わり無く、そういった行為を行う場合は届出が必要となっております。

○久松委員 量に関わり無くということね。

○佐賀環境保全課長 はい。

○島岡委員長 その他、何かございますか。

（「なし」という声あり）

○島岡委員長 それでは今後の状況につきましては、なにか変化がございましたら、執行部の方から逐一報告をお願いします。以上で、総務市民委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。